

議案第31号

山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月21日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

山陽小野田市国民健康保険条例（平成17年山陽小野田市条例第115号）
の一部を次のように改正する。

第14条の3中「（第22条）の次に「及び第22条の3」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第18条の6中「63万円」を「65万円」に改める。

第18条の6の2中「（第22条）の次に「及び第22条の3」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第18条の6の10中「19万円」を「20万円」に改める。

第22条の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改め、同条第1項中「63万円」を「65万円」に改め、同条第4項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同条第5項中「63万円」を「65万円」に改める。

第22条の2の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第22条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合にお

ける当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第18条又は第18条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第18条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

- 2 第18条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第18条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第18条又は第18条の5」とあるのは「第18条の6の5又は第18条の6の8」と、「第18条第2項」とあるのは「第18条の6の5第2項」と、第2項中「第18条第3項」とあるのは「第18条の6の5第3項」と読み替えるものとする。
- 4 当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。
 - (1) 第18条又は第18条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第22条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第18条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額
 - (2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第18条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）
- 5 第18条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第18条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第18条又は第18条の5」とあるのは「第18条の6の5

又は第18条の6の8」と、「第18条第2項」とあるのは「第18条の6の5第2項」と、第5項中「第18条第3項」とあるのは「第18条の6の5第3項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の山陽小野田市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第31号参考資料

山陽小野田市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第22条及び第22条の3の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第27条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ (略)</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第22条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第27条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ (略)</p>

<p>ウ <u>法第81条の2第5項</u>の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ <u>法第81条の2第10項第2号</u>に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ・カ (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び<u>第72条の3の2第1項</u>の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額</p> <p>(3) (略)</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第18条の6 第15条又は第18条の2の基礎賦課額（一般</p>	<p>ウ <u>法第81条の2第4項</u>の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ <u>法第81条の2第9項第2号</u>に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ・カ (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額</p> <p>(3) (略)</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第18条の6 第15条又は第18条の2の基礎賦課額（一般</p>
---	--

被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の基礎賦課額と第18条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第21条及び第22条第1項において同じ。)は、65万円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第18条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第22条及び第22条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第27条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の基礎賦課額と第18条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第21条及び第22条第1項において同じ。)は、63万円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第18条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第22条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第27条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

<p>ア (略)</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>(3) (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第18条の6の10 第18条の6の3又は第18条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第18条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第18条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第21条及び第22条第1項において同じ。）は<u>20万円</u>を超えることができない。</p> <p><u>(低所得者の保険料の減額)</u></p> <p>第22条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>(3) (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第18条の6の10 第18条の6の3又は第18条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第18条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第18条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第21条及び第22条第1項において同じ。）は<u>19万円</u>を超えることができない。</p> <p><u>(保険料の減額)</u></p> <p>第22条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険</p>
---	---

料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条又は第18条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第18条の2」とあるのは「第18条の6の3又は第18条の6の6」と、「65万円」とあるのは「20万円」と、第3項中「第18条」とあるのは「第18条の6の5」と読み替えるものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条又は第18条の2」とあるのは「第18条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「前項第3号」とある

料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条又は第18条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）とする。

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第18条の2」とあるのは「第18条の6の3又は第18条の6の6」と、「63万円」とあるのは「19万円」と、第3項中「第18条」とあるのは「第18条の6の5」と読み替えるものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条又は第18条の2」とあるのは「第18条の8」と、「63万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「前項第3号」とある

のは「前項第3号（第5項において読み替える場合を含む。）」と、第3項中「第1項第3号」とあるのは「第1項第3号（第5項において読み替える場合を含む。）」と、第4項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第22条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第18条又は第18条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第18条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 第18条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第18条第3項の規定中

のは「前項第3号（第5項において読み替える場合を含む。）」と、第3項中「第1項第3号」とあるのは「第1項第3号（第5項において読み替える場合を含む。）」と、第4項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。

「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第18条又は第18条の5」とあるのは「第18条の6の5又は第18条の6の8」と、「第18条第2項」とあるのは「第18条の6の5第2項」と、第2項中「第18条第3項」とあるのは「第18条の6の5第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第18条又は第18条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第22条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第18条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第18条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）

5 第18条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第18条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第18条又は第18条の5」とあるのは「第18条の6の5又は第18条の6の8」と、「第18条第2項」とあるのは「第18条の6の5第2項」と、第5項中「第18条第3項」とあるのは「第18条の6の5第3項」と読み替えるものとする。